

平成 27 年度第 2 回文化財保護審議会要録

日時：平成 27 年 11 月 6 日（金）午後 1 時 30 分～

場所：小平ふるさと村、円成院墓地、小平市立花小金井武道館

1 出席者

小平市文化財保護審議会委員 10 名

傍聴者 なし

2 視 察

(1) 平成 27 年度文化財特別展「戦争とくらし—小平の戦前・戦中・戦後—」

於 小平ふるさと村 旧小平小川郵便局舎

(2) 高橋定右衛門墓

於 円成院墓地（武蔵野神社西側）

3 議 事

於 小平市立花小金井武道館

(1) 会長挨拶

(2) 報告事項

1) 文化財体験講座「古代のアクセサリを作ろう」の開催結果について

→ 委員より特に意見なし

2) 東京文化財ウィーク 2015 関連事業について

→ 委員より特に意見なし

3) 文化財特別展「戦争とくらし—小平の戦前・戦中・戦後—」

【事務局】 10 月 15 日から 11 月 15 日まで開催する、ということで、今年、太平洋戦争が終わってから 70 周年、ということもあって「戦争とくらし」というテーマで行った。

【委 員】 今年度は戦後 70 周年記念ということもあり、多摩地区の他市町村でも今回の特別展に類する戦争関連展が夏季に数多く行われた。小平の特別展では戦彰・忠魂碑が数多く取り上げられていたが、これらの碑は、今年度展示制作にあたって調査を行ったものか？

【事務局】 平成 23 年に市内石造物悉皆調査を実施しており、この成果を援用した。

【委 員】 図録がなかったのが残念である。よい展示だったので、図録を作成して展示終了後も市民が成果を参照できるようにするとよいと思う。

- 【委員】 私も同感である。
- 【事務局】 了解した。
- 【副会長】 今回の展示に関連して、(小平郷土研究会には)小平市域での空襲に関する聞き書きがある。
- 【委員】 戦争体験のある方はもう相当高齢化が進み、直接聞き取りを行える期間はあとわずかと認識した方がよい。

4) 遺跡ウォーク「小平の遺跡をあるくー鈴木遺跡・八小遺跡ー」

→ 委員より特に意見なし

5) こだいら文化財めぐり「小平の街道と石造物 (1)」

→ 委員より特に意見なし

6) 鈴木遺跡回田町 326 番地地点における発掘調査 (本調査) について

→ 委員より特に意見なし

7) 鈴木遺跡回田町 326 番地地点における発掘調査 (擁壁部分試掘調査) について

→ 委員より特に意見なし

8) 鈴木遺跡国指定史跡化推進事業について

→ 委員より特に意見なし

9) 国指定名勝小金井 (サクラ) の補植について

【事務局】 現在、管理主体の東京都教育庁文化財保護係が小平市域での小金井サクラの復活計画を策定する作業を進めている。その過程で、都文化財保護係は9月に小平市域の小金井サクラの欠損箇所について、都水道局、小平市文化スポーツ課立会いのもと現地踏査を行った。これに基づき、捕植による対処が必要な箇所について精査中。11月中には小平市域でのサクラ復活計画のたたき台をまとめ、12月に都環境局の主催する「玉川上水緑の保全事業都・区市町村連絡協議会」で自然保護団体と協議し、修正を行ったうえで、年明け平成28年以降、可能な復活作業から着手して行きたいとのことであった。

【委員】 小金井市域での小金井サクラの復活事業はどのような状況か？

【事務局】 小金井市域では、すでにサクラ苗木の補植を実施しているところがある。都文化財保護係では、市域ごとに事業を進めている。まず小金井市域で実施し、現在小平市域での事業実施を計画中である。

小平市域での事業実施上での問題は、小金井市域では玉川上水の堤幅が広

いのに対し、小平市域ではずっとせまくなっていることである。この理由から、小金井市域では上水の法面に影響がなくかつ歩行者の通行にも影響がない補植場所が確保できるのに対し、小平市域では確保が困難なところが多い。

また、小平市域は他市と比べて玉川上水に橋が多く、交通安全上の見通しの確保のため、橋近辺には補植を行わないでほしいとの警察からの要望などもある。このため、小平市域での事業遂行は他市域と比較してより制約が多い事情もある。

【委員】 サクラの苗木は、三好学先生が天然記念物の調査をしてその成果をもとに小金井サクラの品種に名前を付けて小金井公園内にある苗圃で栽培している。私見としてはそのようなことをする必要はないと思う。ヤマザクラの苗木を確保するには、ヤマザクラ品種の苗木は植木屋では販売していないが、山に自生しているヤマザクラから種を採集して植えれば一年で大きく成長する。それで十分だと思われる。

【事務局】 都側では、通常ヤマザクラはソメイヨシノ等の人工品種と交配している可能性があるため、ある程度品種の純粋性を確保したい意向もあり、苗木の栽培を行っている。

【委員】 (専門的見地から見て) 小金井サクラの品種は、歴史を紐解くとほとんどが交雑品種といえる。吉野山から移植されたサクラと茨城から移植された品種があるが、茨城からの品種は「コウヤマザクラ」である。このため、小金井サクラはすでに交雑が生じているとみてよい。果たして小金井サクラの復活事業にあたって、苗木の栽培を実施するほどのものなのか、私見では疑問を感じる。

【委員】 ここまでのサクラ復活事業の遂行状況を見る限り、進展が大変遅いと感じている。サクラは、(専門的見地から見て) 玉川上水のような樹木が繁茂している所に近接して苗を植えても育たない。

小金井サクラの復活にあたっては、その品種にこだわるよりも、迅速な補植を実施する方がはるかに重要である。

1 0) 鈴木遺跡保存管理等用地 (旧農林中央金庫研修所北側部分施設) について

→ 委員より特に意見なし

1 1) 第 27 回多摩郷土誌フェアについて

→ 委員より特に意見なし

1 2) 民具資料の鈴木保育園跡地への移管について

【事務局】 これまで文化財担当で管理していた仲町保育園裏にあった仲町民具庫が、平

成 26 年 2 月の大雪で倒壊し、そこに保管してあった民具資料を一時的に鈴木遺跡保存管理等用地内の旧農林中央金庫研修所の建物内に緊急避難させていた。しかし、研修棟も平成 28 年度に解体される見込みであり、民具の保管先の確保が緊急課題であった。

平成 27 年度いっぱい鈴木保育園が廃止される見込みとなり、保育園施設の一部が民具庫としての使用が認められる方向となり、平成 28 年度には民具をそちらに搬入して民具庫として使用していく予定である。

【委員】 民具の一般公開は行うのか？

【事務局】 これまでの協議の結果、用地が第 1 種住専であるという土地利用上の様々な制限の関係で、施設の公開はできないことが判明した。そのため、公開は予定していない。あくまで資料保管庫としての使用のみである。

1 3) 鈴木遺跡特別展について

→ 委員より特に意見なし

1 4) 小平市文化振興の基本方針について

→ 委員より特に意見なし

(3) 議題 : 御門訴事件に係る高橋定右衛門の墓の文化財指定

①これまでの審議経過について

【事務局】 今回委員会前に視察した高橋家の墓地は、平成になってから家族墓として整備されたもので、もともとは単独で藪の中に存在していたのを、小平郷土研究会が再発見したという経緯がある。

昨年度の審議で、高橋定右衛門の墓地の市史跡指定について検討してきたが、年度中の審議の回数が少ないこともあり、審議会の検討だけではなく、委員各位より指定に関する意見アンケートを実施して詳細に検討を行った結果、この件については、もう少し時間をかけて審議すべきとの意見が少なくなかったため、今年度引き続き検討を行っている案件である。

御門訴事件に関連して現在残っている遺跡や資料は、「定右衛門の墓」を除けば、「高札」と「別れのケヤキ」程度であり、現地に残る物的資料としては、ほぼ唯一の存在である。「定右衛門の墓」の指定は、小平市における江戸時代から明治時代への移行期に発生した民衆運動の先駆け、すなわち近世から近代への夜明けを示す御門訴事件に光をあてるという目的がある。

歴史的人物とはいえ、個人の墓そのものを指定することはいかなるものかという意見が、審議委員及び教育委員からも寄せられている。しかし、類似事

例としては、小平市の発祥ともいえる小川村開拓者である「小川九郎兵衛」の「墓」は史跡として指定されている。

御門訴事件における高橋定右衛門は、本来当時上意下達の制度の中で、支配者側の村名主の立場にありながら、民衆の立場に立って行動した人物であり、その墓標が歴史的には事件の記念碑的意義を持っている。しかし、これとは別に、委員ではないが前述の意義を認めない立場の意見もあり、今回の審議では指定するのかそれとも継続審議とするのか方針を決めていただきたい。

②定右衛門の読みかたについて

【委員】 高橋定右衛門の「定」は「さだ」と読むのか、「じょう」と読むのか、二説あると思うが、どちらかはっきりしているのか？

【事務局】 それを確定する証拠はなく、正確には判明していない。

【委員】 江戸時代の人名の書き方は、どの漢字を使うかはあまりこだわって記されていないことがよくある。そこから、別の表記から当時の読みを推測することもできるが、定右衛門については別標記資料も見当たらない。

【委員】 確実な証拠が得られないのであれば、指定にあたってはその旨を併記すべきである。

③定右衛門の埋葬状況について

【委員】 現在の高橋家の墓地に、定右衛門の遺骸・遺骨等は埋葬されているのか？

【事務局】 はっきりしたことはわからない。別の墓地があるという話は聞いていない。現在横浜にいる定右衛門の子孫も、墓をもともと墓石のあったここに整備したり、時には墓参りしている事実があるので、おそらくここに定右衛門は埋葬されていると考えてよいのではないかと思っている。子孫の方に実際のところを伺えば判明するかもしれない。

【委員】 状況証拠だけでは、確実に埋葬されているとはいえないので、確実な証拠が得られないのであれば、指定にあたってはその旨を併記すべきである。

④指定に対する反対意見について

【委員】 文化財指定の反対意見にはどのようなものがあるか？

【事務局】 民衆運動の指導者というよりはテロリストのようなものであるとの指摘があった。

実際に定右衛門が行った「門訴」とは、実力行使は行わず、役所の門の前で口々に訴える「シュプレヒコール」のような暗黙の了解で実施されるものである。実力行使を伴うものは「強訴」といわれる。彼らが門訴を行った過程で、参加者に腰に鎌を挿していた者がおり、もみ合いになった時にその鎌で兵士が傷ついたため、支配者側から武器を持っていたとされたという話も伝わっているが、基本は「門訴」であり、御門訴事件は暴力を伴うテロリズムとは違い、要求「運動」であること注意する必要があるだろう。

【委員】 当時の農民は、お上に要望するときはこのような直訴しか手段がなかった。

⑤御門訴事件関連史料について

【委員】 御門訴事件の経緯を記した古文書はどのようなものがあるか？武蔵野市に存在すると聞いている。

【事務局】 武蔵野市には、御門訴事件の経緯を記した古文書「むさし野の涙」が残されている。武蔵野市史の資料集に掲載されている。最近リニューアルした武蔵野市の郷土資料館、「武蔵野市立ふるさと歴史館」の図書コーナーにある。

また、古文書ではないが、西東京市の旧保谷市域に、当事者の名前は記載されていないが、御門訴事件に関連して建てられた招魂塔が残されている。

⑥市史跡指定について

【委員】 自身は御門訴事件という歴史的事件そのものが文化財指定されるべきものと考えている。しかし、小平市域にはそれに関する文書が残されておらず、そのことを後世に伝える「指標」として、「定右衛門の墓」をこの件の文化財指定対象の起点として取り上げていると考えている。

【事務局】 子孫の方からは、定右衛門の墓の市文化財指定については名誉なことをお願いしたいと好意的な返答をいただいている。

指定文化財としての説明板の設置等については、子孫の方及び墓域の土地所有者である円成院の同意が必要であるが、指定していなくても説明版の設置は可能であろう。

【委員】 高橋定右衛門の墓の文化財指定に関しては、4月の審議会でもかなり議論を行った。これ以上の議論は不要と考える。

【委員】 過去のものも含め以上の審議を経た結果、小平市文化財保護審議会としては、「高橋定右衛門の墓」は市史跡として指定すべき文化財としたい。

⑦指定までの今後の流れについて

【事務局】 以後は以下のような経過となると思われる。

事務局が教育委員会懇談会で今回の審議会での指定方針について報告する。

その上で事務局より改めて小平市文化財保護審議会へ高橋定右衛門の墓の市史跡指定について諮問を行う。

審議会は諮問をうけて指定について答申する。答申時期は平成27年度第3回審議会。

答申を受け、事務局より高橋定右衛門の墓の史跡指定を実施したい。

4 その他

(1) 海岸寺山門の茅葺屋根の保存状況について

【委員】 市指定有形文化財の海岸寺の山門が大分痛んできていると感じている。

【事務局】 屋根の吹き替えは、何年に一度という決まりはない。指定文化財の修繕は、

所有者にも費用負担が発生するので、状態を注視しながら、修繕時期を検討したい。

(2) 小金井サクラお休み処「かしわ屋」の文化財指定について

【副会長】 海岸寺東隣の鳥塚氏宅は、明治頃は小金井サクラの見物客を相手にした「柏屋」というお休み処をやっており、明治天皇が小金井サクラを行幸されたときに立ち寄られたという。天皇が立ち寄られたときの当時の建物が現在も残っている。文化財に指定して保存を図れないか？もしくは、文化財価値があることの説明だけでも所有者に行っておき、所有者が自宅を新築する時に旧宅を江戸東京たてもの園等に移築するといった方法はとれないか？

【委員】 この「柏屋」は、江戸時代の小金井サクラの絵図にも、描かれている由緒正しいお休み処である。

【事務局】 市としては保存場所が確保できない。また、小平市で建物受領だけして、たてもの園に置かせてもらうというのは困難。むしろ、たてもの園に小平市域に「柏屋」のような建物があり、将来移築の検討依頼をする方が望ましい。いずれにせよ、どのような建物を園内に置くかは、建物園の運営方針に基づくため、小平市の希望だけでは実現困難。

【委員】 所有者から保存・文化財指定について申し出でもあればよいのだが、建物が文化財指定を受けると、居住・使用・改修等で様々な規制を受けるため、所有者としては居住・使用・改修等で不便が生ずることも事実である。

【委員】 市としては、まずは鳥塚宅は明治天皇が小金井サクラお休み処として使われたことを記憶として残しておく、これ以上のことはなかなか難しいのではないかな？

(3) 海岸寺山門の天井絵の保存状況について

【委員】 海岸寺山門の龍の天井絵の保存状態も気になっている。現在ほとんど見えない状態となっている。

【事務局】 現在海岸寺では、独自にデジタル技術による天井絵の実物大再現複製を行い、非公開ながら本堂内に保管されている。

(4) 天然記念物の指定について

【委員】 市域内には、天然記念物の指定件数が常々少ないと感じている。自然担当委員としては天然記念物の指定件数をもっと増やしたいと考えている。

方法としては、指定対象となるような樹木等を悉皆調査し、その中から選定するのがよいと考えている。

天然記念物の件数が少ないのには理由があると思われ、その理由は、小平市

域は歴史が浅いため、古樹の年代がさほど大きくない。

そのため、仮に指定したとしても、他市町村の天然記念物と比較したときに、樹齢や大きさが劣ってしまうのではないかという危惧がある。

また、樹木は定期的な手入れが必要。また台風などで枝折れの危険もある。天然記念物に指定したら、その後の取り扱い方法についても検討すべき事項だと思う。

また、古樹等の保存は、指定されたものは保存措置がなされるが、指定されていないが天然記念物として次点的な価値を有するもの、すなわち指定予備軍的なものについては全く価値の保存措置がなされない現状がある。

一例として熊野宮のケヤキは指定検討対象としてよいのではないか。この点について、委員から意見を伺いたい。

【委員】 文化財的な調査ではないが、「こだいら名木百選」が参考になると思う。

【委員】 小平市の文化財は、小平市の歴史上の意義等を踏まえればよいのであり、他の市より樹齢が新しいとか考える必要はないと思う。小平市として指定したかが重要。

【委員】 過去の審議で、委員に鈴木稲荷神社の古樹について調査検討をお願いしたことがあったと思う。

【委員】 鈴木稲荷には、カヤの木やクロマツなどの立派な古樹がある。

【事務局】 天然記念物の保護措置については、今年度市内唯一の天然記念物の「竹内家の大ケヤキ」について、枯れ枝の剪定事業の補助を実施した。もともと予算措置はなかったが、所有者からの申し出もあり、急きょ予算措置をおこなって対応した。小平市でも小平市指定文化財維持管理補助金要綱に基づき、必要な措置はこれまでもいくつか実施している。

【委員】 古樹の手入れについては、盆栽的なものは毎年手入れが必要。形状を気にしない枯れ枝の間引き手入れ等は、3年に一度程度が目安になると思う。

【委員】 文化財の維持管理に要する予算は、いつ不慮の事態が生ずるか分からないため、財政部局と相談・調整して、緊急時にすぐ対処できるよう一定額確保しておくことが望ましい。